

長泉町地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長泉町（以下「町」という。）が発注する建設工事を請け負う中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者をいう。第4条を除き、以下「元請負人」という。）が、公共工事に係る工事請負代金債権（以下「債権」という。）の譲渡を活用した融資制度を利用する場合における、長泉町建設工事請負契約約款（以下「工事約款」という。）第5条第1項ただし書の規定による債権譲渡の承諾等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定める。

(債権譲渡の対象工事)

第2条 債権譲渡の対象となる工事は、町が発注する建設工事のうち、次に掲げる工事を除く工事とする。

- (1) 履行保証を付した工事のうち、町が役務的保証を必要とする工事
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は同令第167条の10の2第2項（同令第167条の13で準用する場合を含む。）の規定による低入札価格調査の対象となった者と契約した工事
- (3) 町が債権譲渡の承諾を不相当と認めた工事

(譲渡債権の範囲)

第3条 譲渡される債権の額（以下「譲渡債権額」という。）は、当該工事が完成した場合においては、工事約款第31条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から既に支払いをした前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の町の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、工事約款第46条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から既に支払いをした前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の町の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 当該工事請負契約の変更契約等により工事請負代金額に増減を生じた場合には、承諾に係る工事請負代金額及び譲渡債権額は変更後の額とする。

(債権譲渡先)

第4条 債権譲渡先は、事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）又は建設業の実

務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金（以下「振興基金」という。）が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業（中小・中堅元請建設業者に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）を行う者とする。

（債権譲渡の承諾申請）

第5条 債権譲渡の承諾申請に際しては、元請負人と債権譲渡先が共同して次の各号に掲げる申請書類を町に提出するものとする。この場合において、書類の提出は町に持参するものとし、郵送による提出は認めないものとする。

- （1） 債権譲渡承諾依頼書（様式第1号。以下「承諾依頼書」という。） 1通
- （2） 工事履行報告書（様式第2号。以下「履行報告書」という。） 1通
- （3） 元請負人と債権譲渡先の締結済みの債権譲渡契約証書の写し 1通
- （4） 保証委託契約約款等において債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書 1通
- （5） 発行日から3箇月以内の元請負人及び債権譲渡先の印鑑証明書 各1通
- （6） 振興基金が発行する債務保証承諾書の写し 1通

（債権譲渡の承諾時期）

第6条 債権譲渡の承諾は、当該工事の出来形が2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

2 前項の規定による承諾に当たっての当該出来形における町の確認については、元請負人が作成し、債権譲渡先が証明した月別の工事進捗率等を記した履行報告書の受領をもって足りるものとする。

（債権譲渡の承諾基準）

第7条 債権譲渡は、次の各号に掲げる事項の全てが確認された場合に承諾するものとする。

- （1） 次に掲げる事項の全てを満たす承諾依頼書が提出されていること。
 - ア 定められた必要事項の全てが記載されていること。
 - イ 元請負人の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び実印が、当該工事請負契約書及び印鑑証明書と一致していること。
 - ウ 債権譲渡先の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び実印が、印鑑証明書及び振興基金が発行する債務保証承諾書の写しに記載されている被保証者名と一致していること。

エ 工事名、工事箇所、契約締結日及び工期に誤りがなく、かつ、第2条に規定する債権譲渡の対象工事であること。

オ 工事請負代金額、既に支払いをした前払金、中間前払金及び部分払金に誤りがなく、申請時点の譲渡債権額が、当該工事請負契約に基づき元請負人が請求できる債権と一致していること。

(2) 次に掲げる事項の全てを満たす履行報告書が提出されていること。

ア 実施工程の進捗率が、2分の1以上であること。

イ 元請負人が作成し、債権譲渡先の出来形確認がされていること。

ウ 元請負人及び債権譲渡先の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び実印が、承諾依頼書のものと同じしていること。

(3) 元請負人及び債権譲渡先の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び実印が、承諾依頼書のものと同じしている締結済みの債権譲渡契約証書の写しが提出されていること。

(4) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保証委託契約約款等により債権の譲渡につき承諾が義務付けられている場合は、次に掲げる事項の全てを満たす当該譲渡に関する保証人等の承諾書が提出されていること。

ア 第5条の規定により提出された申請書類の内容と相違がなく、適正な相手方が発行したものであること。

イ 町に提出済みの保証委託契約約款等と記載内容が一致していること。

(5) 発行日から3箇月以内の印鑑証明書の原本が提出されていること。

(6) 振興基金が債権譲渡先に対して発行した保証事業についての債務保証承諾書の写しが提出されていること。

(7) 当該工事請負契約が解除されていないこと又は工事約款第43条各号に該当するおそれがないこと。

(8) 元請負人及び債権譲渡先が当該債権を有する者であること。

(債権譲渡の承諾手続)

第8条 町は、第5条に規定する申請書類等の提出を受けたときは、債権譲渡承諾チェックリスト(様式第3号。以下「チェックリスト」という。)により前条に規定する事項等を確認したうえで、7日以内に債権譲渡の承諾のための手続を行うものとする。

2 町は、債権譲渡を承諾する場合は、債権譲渡承諾書(様式第4号)を元請負人及び債権譲渡先にそれぞれ1通を交付するものとする。

3 町は、債権譲渡整理簿(様式第5号)により債権譲渡の申請及び承諾状況を管理するものとする。

4 当該工事発注担当課又は契約担当課は、債権譲渡の承諾後、速やかに承諾依頼書の写し及び債権譲渡承諾書の写しを会計担当課宛てに送付するものとする。

(債権譲渡の不承諾)

第9条 町は、第5条に規定する適正な申請書類等の提出がない場合又は第7条に規定する承諾基準に満たない場合には、債権譲渡の承諾を行わない。

2 前項の場合には、速やかに、元請負人及び債権譲渡先に承諾しない理由を付した債権譲渡不承諾通知書(様式第6号)を交付するものとする。

(出来形の確認)

第10条 保証事業における債権譲渡契約の締結や融資審査手続等において出来形確認が必要な場合は、債権譲渡先は、当該出来形確認を行うものとする。

2 前項による出来形確認を行うに当たり現場確認の必要がある場合には、債権譲渡先は、工事出来形査定協力依頼書(様式第7号)を町に提出するものとする。

3 町は、前項の工事出来形査定協力依頼書の提出があった場合は、工程に支障のない範囲内で債権譲渡先の工事現場への立入りを承認するものとする。

(融資実行の報告書の要求)

第11条 債権譲渡の承諾後、元請負人及び債権譲渡先は、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて融資実行報告書(様式第8号)を町に提出するものとする。

(請負代金等の請求)

第12条 債権譲渡先は、工事請負契約に定められた検査等の所定の手続を経て、部分払金及び工事請負代金(以下「請負代金等」という。)の額が確定した場合に限り、譲り受けた債権の範囲内で、請負代金等の支払いを請求することができるものとする。なお、債権譲渡承諾後は、元請負人は請負代金等の請求をすることができない。

2 前項の規定により、債権譲渡先が、請負代金等の支払いを請求するときは、次に掲げる書類を町に提出するものとする。

(1) 請求書 1通

(2) 債権譲渡承諾書の写し 1通

(請求書類の確認及び請負代金等の支払い)

第13条 町は、前条第2項の規定による書類が提出された場合は、債権譲渡先の請求権及び債権金額等をチェックリストにより確認し、所定の手続を経て請負代金等を支払うものとする。

(様式類の整備)

第14条 保証事業を実施するに当たって必要な債権譲渡先における取扱いや契約書その他の様式類等でこの要領に定めのないもの（金銭消費貸借契約書、支払状況・支払計画書、保証事業会社の受益の意思表示書、債務保証委託書、債務保証協議書、債務保証承諾書等をいう。）は、保証事業の監督官庁や振興基金が定め、又は当該債権譲渡先が、当該債権譲渡先の監督官庁、保証事業の監督官庁若しくは振興基金と協議の上、必要な手続を経て定めるものとする。

(不正時の対応)

第15条 保証事業の監督官庁、債権譲渡先の監督官庁、振興基金、捜査機関等が、元請負人又は債権譲渡先が保証事業に関し不正を行ったと認めたときは、町は、当該不正を行った元請負人又は債権譲渡先を、この要領による債権譲渡承諾の対象から除外するものとする。

2 元請負人又は債権譲渡先が町に提出した書類等が、明らかに偽造、改ざん等がなされた不正なものであったときは、町は、保証事業の監督官庁、債権譲渡先の監督官庁及び振興基金にその事実を通報するものとする。

(その他)

第16条 この制度は、健全な元請負人が積極的に活用すべきもので、町は、元請負人が債権譲渡を申請したことをもって、元請負人の経営状況が不安定であるとみなし、また、入札契約手続等で不利益な扱いをしないものとする。

2 元請負人の工事完成引渡債務は、この制度に係る債権譲渡によって、一切軽減されるものではない。

3 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

長泉町長 _____ 様

(甲) 元請負人 所在地
 商号又は名称
 _____ (譲渡人) 代表者職氏名 _____ 実印

(乙) 債権譲渡先 所在地
 商号又は名称
 _____ (譲受人) 代表者職氏名 _____ 実印

_____ (以下「甲」という。)と_____ (以下「乙」という。)は、「地域建設業経営強化融資制度について」(平成20年10月17日付け国官会発第1254号、国地契発第33号、国総建発第196号、国総建整発第153号)に基づく、債務保証制度を利用するために甲乙間で締結した_____年___月___日付けの債権譲渡契約証書に基づき、甲が長泉町に対して有する下記の工事請負代金債権を下記の内容により甲から乙に譲渡することにつき、長泉町建設工事請負契約約款(以下「約款」という。)第5条第1項ただし書きに規定する承諾を賜りますよう御依頼申し上げます。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、約款第41条に規定する「かし担保責任」は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

また、甲及び乙は、約款第34条に規定する中間前払金は、当債権譲渡の御承諾をいただいた後は請求いたしません。

記

- 1 工事名
- 2 工事箇所
- 3 契約締結日 年 月 日
- 4 工期 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 (1)工事請負代金額 金 円(ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による)
- (2)支払済前払額 金 円(中間前払金を含む)
- (3)支払済部分払額 金 円
- (4)その他 _____ 金 _____ 円
- (5)譲渡債権額 金 円(_____ 年 月 日現在見込額)
- (ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による)
- 6 譲受人振込口座
 - (1) 振込希望金融機関名
 - (2) 預金の種別、口座番号
 - (3) 口座名義(ふりがな)

工事履行報告書

元請負人 所在地
 商号又は名称
 代表者職氏名 _____ 実印

工事名			
工事箇所			
契約締結日	年 月 日		
工期	年 月 日 ~ 年 月 日		
日付	年 月 日（ 月分）		
月 別	予定工程 % （ ）は工程変更後	実施工程 %	備 考
年 月		差（ ）	
月		差（ ）	
月		差（ ）	
月		差（ ）	
月		差（ ）	
月		差（ ）	
月		差（ ）	
月		差（ ）	
月		差（ ）	
月		差（ ）	
月		差（ ）	
月		差（ ）	
月		差（ ）	

年 月 日出来形検査をしたところ、上記出来形に相違ないことを確認しました。
 年 月 日

長泉町長 _____ 様

債権譲渡先 所在地
 商号又は名称
 代表者職氏名 _____ 実印

債権譲渡承諾チェックリスト

工事名 _____

譲渡人（元請負人）名 _____

譲受人（債権譲渡先）名 _____

申請書類の受理日 _____ 年 月 日

チェック項目	チェック欄
1 債権譲渡の対象工事	
(1) 役務的保証を要する工事ではない。	
(2) その他不適當な事由がない。	
2 申請書類	
(1) 債権譲渡承諾依頼書（様式第1号）（1通）	
① 申請日及び受理日の確認。	
② 譲受人が、振興基金の債務保証を受けた債権譲渡先である。	
③ 元請負人の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び実印が、工事請負契約書及び印鑑証明書と一致している。	
④ 債権譲渡先の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び実印が、印鑑証明書及び振興基金が発行する債務保証承諾書の写しに記載されている被保証者名と一致している。	
⑤ 工事履行報告書（様式第2号）、工事請負契約書の契約締結日、工事名、工事箇所及び工期と一致している。	
⑥ 工事請負代金額、支払済前払額、支払済中間前払額及び支払済部分払額に誤りがなく、譲渡債権額が工事請負契約に基づき元請負人が請求できる工事請負代金債権と一致している。	
(2) 締結済の債権譲渡契約書の写し（1通）	
元請負人及び債権譲渡先の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び実印が、債権譲渡承諾依頼書のものと同じである。	
(3) 工事履行報告書（1通）	
① 実施工程の進捗率が、2分の1以上かつ既払い額以上である。	
② 元請負人が作成し、債権譲渡先の出来形確認がされている。	
③ 元請負人及び債権譲渡先の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び実印が、債権譲渡承諾依頼書のものと同じである。	
(4) 保証人等の承諾書（保証委託契約約款等で必要とされる場合）（1通）	
① 承諾書は、依頼書の内容と相違がなく、適正な相手方が発行したものである。	
② 発注者に提出済の保証委託契約約款等と①の相手方及び承諾書の記載内容が一致している。	
(5) 元請負人及び債権譲渡先の印鑑証明書（3箇月以内に発行された原本）（各1通）	
(6) 債務保証承諾書の写し（1通）	
(7) 当該請負契約が解除されていない。	
(8) 工事約款第43条各号に該当するおそれがない。	

債権譲渡承諾書

第 号
年 月 日

(甲) 元請負人
_____(譲渡人) 氏名 _____様

(乙) 債権譲渡先
_____(譲受人) 氏名 _____様

年 月 日に提出された下記1記載の公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、長泉町建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第5条第1項ただし書きの規定により承諾します。

なお、本承諾によって、約款第41条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

また、甲及び乙は、約款第34条に規定する中間前払金は、本承諾以後は請求できないものとします。

記

1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本請負工事が完成した場合には、約款第31条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から既に支払いをした前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、約款第46条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により工事請負代金額に増減が生じた場合には、(5)①及び④の金額は変更後の金額とする。

1 工 事 名

2 工 事 箇 所

3 契約締結日 年 月 日

4 工 期 年 月 日から 年 月 日まで

5 (1)工事請負代金 金 円(ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による)

— (2)支払済前払額 金 円(中間前払金を含む)

— (3)支払済部分払額 金 円

— (4)その他 金 円

(5)譲渡債権額 金 円(年 月 日現在見込額)

(ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による)

2 甲及び乙は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて町に融資実行報告書（様式第8号）を提出すること。

(裏 面)

- 3 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、それら以外の債権を担保するものではないこと。
- 4 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定し、その他の債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。
- 5 甲倒産時等の下請負人等の保護に関しては、甲及び乙が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。
- 6 本件債権譲渡承諾を得た後は、本件工事の部分払及び工事請負代金の請求は乙が行い、甲は一切の請求を行うことができない。

長泉町長



確定日付印欄	承諾番号
	第 号

債権譲渡不承諾通知書

第 号
年 月 日

(甲) 元請負人
_____(譲渡人) 氏名 _____様

(乙) 債権譲渡先
_____(譲受人) 氏名 _____様

長泉町長 _____印

年 月 日に提出された下記1記載の工事に係る債権譲渡承諾依頼については、下記2記載の理由により承諾できません。

記

1 (1)工 事 名

(2)工 事 箇 所

(3)契約締結日 年 月 日

(4)工 期 年 月 日から 年 月 日まで

2 承諾しない理由

工事出来形査定協力依頼書

年 月 日

長泉町長 _____ 様

(債権譲渡先) 所在地 _____
商号又は名称 _____
代表者職氏名 _____ 実印

下記工事について、「地域建設業経営強化融資制度」による融資を予定しており、同工事の出来形を確認する必要があります。

つきましては、同工事の出来形確認について工事現場への立入りについて協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 (1)工 事 名 _____
(2)工 事 箇 所 _____
(3)契約締結日 _____ 年 月 日 _____
(4)工 期 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで
- 2 元請負人名 _____
- 3 現場立入希望期日 _____ 年 月 日 () 時 分から 時 分まで
- 4 現場立入者職氏名 _____
- 5 連絡先 電話番号 _____
担当者氏名 _____

融資実行報告書

年 月 日

長泉町長 _____ 様

(甲) 元請負人 所在地
商号又は名称
(譲渡人・借入人) 代表者職氏名 実印

(乙) 債権譲渡先 所在地
商号又は名称
(譲受人・貸付人) 代表者職氏名 実印

甲が長泉町に対して有する下記債権の譲渡につき 年 月 日付けで御承諾いただきましたが、甲乙間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を 年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき乙は甲に対して金銭を貸し渡し、甲はこれを借り受けて受け取りましたので、甲乙連署のうえ報告します。

なお、本件融資に際し、甲は乙に当該工事における下請への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、乙はこれを確認しました。

記

[債権譲渡の表示]

1	工 事 名			
2	工 事 箇 所			
3	契約締結日	年	月	日
4	工 期	年	月	日から 年 月 日まで
5	(1) 工事請負代金額	金		円 (ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による)
	－(2) 支払済前払金	金		円 (中間前払金を含む)
	－(3) 支払済部分払額	金		円
	－(4) その他	金		円
	(5) 譲渡債権額	金		円 (年 月 日現在見込額)
				(ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による)

[承諾番号]